

改正	平成一九年	七月一〇日規則第七五号	平成一九年	九月二八日規則第八八号
	平成二〇年	七月二五日規則第六六号	平成二〇年	九月三〇日規則第七四号
	平成二〇年	一〇月二一日規則第七七号	平成二〇年	十一月二八日規則第八三号
	平成二一年	三月三一日規則第一六号	平成二二年	三月三〇日規則第一四号
	平成二二年	三月三一日規則第一五号	平成二二年	六月二九日規則第四一号
	平成二三年	七月一二日規則第九六号	平成二三年	一〇月二五日規則第一一五号
	平成二四年	二月二八日規則第七号	平成二四年	三月三〇日規則第三〇号
	平成二四年	七月一三日規則第六八号	平成二四年	七月一三日規則第六九号
	平成二四年	九月二八日規則第七七号	平成二四年	一二月二八日規則第八二号
	平成二五年	一月一一日規則第一号	平成二五年	二月五日規則第四号
	平成二五年	三月二九日規則第四三三号	平成二五年	一二月二七日規則第九一号
	平成二六年	三月三一日規則第三九号	平成二六年	七月一日規則第四五号
	平成二六年	一〇月一〇日規則第五七号	平成二七年	三月二〇日規則第六号
	平成二七年	三月三一日規則第三七号	平成二七年	五月二二日規則第四二号
	平成二七年	一二月二八日規則第八五号	平成二七年	一二月二八日規則第八六号
	平成二八年	三月二五日規則第一七号	平成二九年	三月七日規則第三号
	平成二九年	三月三一日規則第一〇号	平成二九年	七月二一日規則第三六号
	平成三〇年	三月三〇日規則第二九号	平成三〇年	七月一三日規則第四五号
	平成三〇年	一二月二八日規則第七三三号	平成三一年	三月二九日規則第二二二号
	令和元年	九月三〇日規則第一七号	令和二年	三月三一日規則第二二二号
	令和三年	三月三一日規則第一一号		

注 令和二年三月三十一日規則第二二二号による改正のうち、令和五年一月一日から施行される部分は、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

千葉県県税条例施行規則

千葉県県税条例施行規則（昭和三十三年千葉県規則第十六号）の全部を改正する。

第一条～第五条 略

（払込みの方法）

第六条 納税者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税者等」という。）が県税に係る徴収金を払い込む場合は、納付書又は納入書により、次の各号に掲げるもの（以下この条において「収納機関」という。）のいずれかに払い込まなければならない。

- 一 県指定金融機関、県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関
 - 二 郵便局（政令第七条の四の二第二項第二号に規定する郵便局をいう。以下同じ。）のうち、県内又は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県若しくは山梨県に所在する郵便局（自動車税の種別割を納税通知書により払い込む場合にあっては、国内に所在する郵便局）
 - 三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により知事が県税に係る徴収金の収納の事務を委託した者
 - 四 市町村（条例第六条第一項の規定により収納事務を処理することとされた市町村に限る。）
 - 五 県税事務所等に所属する出納職員（自動車税事務所に所属する出納職員にあっては、自動車税に係る徴収金に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、納税者は、徴収金のうち、個人の事業税にあっては第一号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって、不動産取得税にあっては第三号に掲げる方法によって、自動車税の種別割にあっては第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって払い込むことができる。
- 一 口座振替の方法

- 二 知事から得た納付情報により納付する方法
 - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者が付与する同項の政令で定める番号、記号その他の符号を通知して、当該指定代理納付者に納付させることを申し出る方法
- 3 収納機関は、前各項の規定により徴収金の払込みを受けた場合は、領収済通知書又は納入済通知書（以下この項において「領収済通知書等」という。）により県税事務所長等にその旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、領収済通知書等により通知すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を知事が適当と認める方法により提供することによってこれに代えることができる。
- 一 徴収金が第一項第三号に掲げる者に払い込まれた場合
 - 二 徴収金が前項各号に掲げる方法によって払い込まれた場合（個人の事業税（その納期が条例第四十四条第四項に係るものに限る。）が前項第一号に掲げる方法によって払い込まれた場合を除く。）
- 一部改正〔平成二〇年規則七四号・二一年一六号・二四年七七号・二五年一号・九一号・三〇年二九号・七三号・三一年二二号・令和二年二二号〕

第七条～第十五条 略

（条例第二十三条第一項第二号ニの法人）

第十六条 条例第二十三条第一項第二号ニに規定する規則で定める法人は、次の各号に掲げる法人とする。

- 一 防災街区整備事業組合
- 二 管理組合法人又は団地管理組合法人
- 三 マンション建替組合
- 四 マンション敷地売却組合

第十七条以下 略